

平成 30 年度 一般社団法人 宮城県薬剤師会事業計画

急速な高齢化に伴い社会保障費が増大する中、また地域包括ケアシステムの構築が急がれる現在、薬剤師は地域医療・福祉の中で従来にも増してその職能を発揮することが求められている。一方、継続する社会保障費抑制政策のもと、薬剤師は医薬品の適正使用の確保はもとより、医薬分業の医療経済的有用性を広く示していくことも喫緊の課題である。そのためには、薬剤師の専門性と独自性を発揮し、その成果を広く社会に周知していくこと、いわば薬剤師職能の見える化が必要である。

このような状況に鑑み宮城県薬剤師会は、県民の健康増進を図るとともに、地域保健・医療・福祉における薬剤師の地歩をより確固たるものとするために、以下に掲げる事業を推進する。

1. 薬剤師の日常業務に必要な情報提供の強化と、薬剤師の専門性・独自性の育成を目的とする各種研修を実施する。併せて地区薬剤師会との協力のもと、遠隔研修体制を整備し、会員サービスのさらなる向上を図る。
2. 地域住民への健康情報の提供、セルフメディケーションの支援、在宅患者への医薬品供給・管理指導業務を担う“かかりつけ薬局”及び“健康サポート薬局”の育成を推進し、併せてその周知を図る。
3. 薬剤師の関与が県民の健康増進、地域医療に寄与し、また医療経済的に有用であることを明らかにするための事例収集・調査研究を実施し、その結果を広報する。
4. 薬と健康の週間等における地域住民に対する啓発活動への支援を継続しつつ、地域住民との新たな接点拡大のための地域イベントを企画・実行する。それにより薬剤師職能、かかりつけ薬局の周知を図る。
5. 生徒・児童および地域住民への危険ドラッグ等の薬物乱用防止啓発活動及び、アンチドーピング・スポーツファーマシストに関する普及啓発活動を推進する。
6. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 68 条の 10 に基づき、医薬品等の副作用が疑われる情報を入手したときは、積極的に報告するとともに、日本薬剤師会 Drug Event Monitoring (DEM) 事業、ヒヤリハット事業への取り組みを強化する。

あわせて、医薬品等の適正使用を推進するために、提供される情報の活用その他必要な情報の収集・検討及び利用を図り、地域住民の信頼性向上に資する。

7. 会員の研究や発表の環境を支援する目的で、人を対象とする医学・薬学系研究の倫理審査委員会を設置・運営する。
8. 地区・職域薬剤師会との連携強化を図るとともに、非会員薬剤師・薬学生への本会活動を周知し、組織活性化・会員増大に務める。

9. 県内の薬剤師偏在解消を目的として、宮城県との連携のもと薬剤師確保事業を展開する。特に未就業者、薬学生等への働きかけを強化する。
10. 薬局実務実習新モデルコアカリキュラムへの移行に伴い、適切な対応と必要な事業を行う。
11. 不測の災害発生に備え、会務継続の確保及び被災地支援の即応態勢・対応能力の維持向上を図る。
12. 日本薬剤師会学術大会・宮城薬剤師学術フォーラムなどへの参加を促し、薬剤師の研究能力の向上をはかるとともに、日本薬剤師会生涯学習支援システム「JPALS」の普及につとめ、学習達成度の標準化をはかる。
13. 会務運営の効率化と会営調剤薬局（宮城野）、薬事情報センター、医薬品試験センターの整備及びさらなる活用をはかる。
14. 会務推進に必要な関係諸団体とのさらなる連携強化を推進する。
15. その他本会の目的達成のために必要な事業。